

鈴鹿市単位施策評価シート

評価対象年度 平成 18 年度

1 単位施策名 コード							
2 作成者		職名	氏名	職名	氏名		
		この単位施策の担当課であり、評価シートの作成者職名及び氏名を記載しています。					
3 総合計画 体系	政策の柱						
	政策	第5次総合計画における基本構想・行財政経営計画体系を記載しています。					
	施策						
4 目的		この単位施策の目的（どのような状態にしたいのか）を記載しています。					
5 目的の 達成状況 (成果指 標)	指標名						単位
		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	計画年度 20 年度
	目標値						
	実績値						
	指標説明 (計算式)	この単位施策の目的の達成状況を客観的に測定するため、第5次総合計画・行財政経営計画において設定された指標及び算出方法、各年度の実績・目標数値、目的と指標の関連説明を記載しています。					
	目的と指標の関連 説明						
6 投入コストの 推移		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	単位：千円
	事業費						
	概算人件費	この単位施策を構成する各事務事業の投入コスト（事業費・概算人件費・合計）の合計値を記載しています。					
	合計						

※ 「10 構成事務事業の方向性・優先順位判断」に計上されている各事務事業の投入コストの合計値を表示

7 総合評価及び今後の方向性	この単位施策の総合評価（どのような点が良かった・悪かったのか）及び今後の方向性（現状継続、拡大など）について記載しています。
-------------------	--

8 環境変化を踏まえた課題認識	この単位施策の計画年度までの環境変化予測及び「7 総合評価及び今後の方向性」の内容を踏まえて、この単位施策の課題認識について記載しています。
--------------------	--

9 新規事業や既存事業の20年度 における優先順位の考え方	「8 環境変化を踏まえた課題認識」の内容を踏まえて、この単位施策を構成する事務事業の対応方針等について記載しています。
-------------------------------------	---

10 構成事務事業の方向性・優先順位判断

No	新規・継続 様式	事務事業評価情報							20年度における事業の方向性	20年度の予算配分等に関する優先順位																										
		成果指標	投入コスト[単位:千円]			評価																														
			事業費	概算	合計																															
1		事務事業評価情報 この単位施策を構成する事務事業の評価情報（事務事業評価シートにより評価を行った内容）を記載しています。 なお、事務事業については、性質等に応じて以下のとおり事務事業を類型分けし、3種類の評価シートを用いて評価を行っており、上記項目のうち様式によって該当のない項目については「***」と記載しています。																																		
		事務事業類型表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事務事業類型</th> <th>内容</th> <th>事務事業例</th> <th>評価シート</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 ソフト事業(任意)</td> <td>義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。</td> <td>ホームページ管理事業 相談・啓発事業 〇〇管理運営事業 etc</td> <td>事務事業評価シート (一般事業)</td> </tr> <tr> <td>2 補助金等事業(任意)</td> <td>市の裁量により、補助金等の形態で支出し実施する市民サービス事業。</td> <td></td> <td>様式第1号</td> </tr> <tr> <td>3 ハード事業等</td> <td>市民利用施設の建設、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。</td> <td>区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 〇〇システム構築(策定)事業 etc</td> <td>事務事業評価シート (建設事業等) 様式第2号</td> </tr> <tr> <td>4 ソフト事業(義務)</td> <td>法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。</td> <td>課税事務 生活保護事務 各種許認可事務 各種証明交付(発行)事務 etc</td> <td rowspan="3">事務事業評価シート (内部管理事務等) 様式第3号</td> </tr> <tr> <td>5 施設維持管理事業</td> <td>ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。ただし、ソフト事業を実施する施設であって、ソフト事業と一体的に評価する事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。</td> <td>道水路維持補修事業 etc</td> </tr> <tr> <td>6 内部管理事務</td> <td>直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない(外部への直接的な働きかけを伴わない)事業が該当する。</td> <td>主要事業進行管理事業 会計審査事務 計画策定事業 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc</td> </tr> </tbody> </table>							事務事業類型	内容	事務事業例	評価シート	1 ソフト事業(任意)	義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。	ホームページ管理事業 相談・啓発事業 〇〇管理運営事業 etc	事務事業評価シート (一般事業)	2 補助金等事業(任意)	市の裁量により、補助金等の形態で支出し実施する市民サービス事業。		様式第1号	3 ハード事業等	市民利用施設の建設、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。	区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 〇〇システム構築(策定)事業 etc	事務事業評価シート (建設事業等) 様式第2号	4 ソフト事業(義務)	法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。	課税事務 生活保護事務 各種許認可事務 各種証明交付(発行)事務 etc	事務事業評価シート (内部管理事務等) 様式第3号	5 施設維持管理事業	ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。ただし、ソフト事業を実施する施設であって、ソフト事業と一体的に評価する事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。	道水路維持補修事業 etc	6 内部管理事務	直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない(外部への直接的な働きかけを伴わない)事業が該当する。	主要事業進行管理事業 会計審査事務 計画策定事業 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc		
事務事業類型	内容	事務事業例	評価シート																																	
1 ソフト事業(任意)	義務事業とは異なり、事業の実施自体が市の裁量に委ねられたもので、法的な縛りもなく自主的・任意の事業が該当する。	ホームページ管理事業 相談・啓発事業 〇〇管理運営事業 etc	事務事業評価シート (一般事業)																																	
2 補助金等事業(任意)	市の裁量により、補助金等の形態で支出し実施する市民サービス事業。		様式第1号																																	
3 ハード事業等	市民利用施設の建設、道路や公園等の整備事業、情報システムの構築事業など。	区画整理事業 都市計画道路整備事業 〇〇建設・整備・改修事業 〇〇システム構築(策定)事業 etc	事務事業評価シート (建設事業等) 様式第2号																																	
4 ソフト事業(義務)	法令及び法令に基づく条例等により、実施することを義務付けられたもので、実施するか否かの判断余地がない事業。法令又は他の団体との協定等に基づき負担金等を支出するもので、見直しが困難な事業。ただし、市として単独分を上乗せしている事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。	課税事務 生活保護事務 各種許認可事務 各種証明交付(発行)事務 etc	事務事業評価シート (内部管理事務等) 様式第3号																																	
5 施設維持管理事業	ソフト事業を実施しない施設や道路・水路・公園などの維持管理事業。ただし、ソフト事業を実施する施設であって、ソフト事業と一体的に評価する事業は、事業類型を「1ソフト事業(任意)」とする。	道水路維持補修事業 etc																																		
6 内部管理事務	直接的な市民サービスの提供を伴わない内部的、定型的な業務。市民等が直接的な対象、受益者とはならない(外部への直接的な働きかけを伴わない)事業が該当する。	主要事業進行管理事業 会計審査事務 計画策定事業 国・県との連絡調整事業 予算編成事務 市建築物工事検査事業 etc																																		
		※ 3～6に該当する事務事業であっても、指標の設定が可能な事務事業については事務事業評価シート(一般事業)により作成する。																																		
7		20年度における事業の方向性 事務事業評価情報などをもとに、以下の区分から20年度における各事務事業の方向性について判断しています。																																		
8		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続</td> <td>20年度も引き続き実施する事務事業</td> </tr> <tr> <td>廃止</td> <td>見直しにより19年度または20年度で廃止する事務事業</td> </tr> <tr> <td>完了</td> <td>18年度または19年度で完了する事務事業</td> </tr> <tr> <td>統合</td> <td>見直しにより20年度に他の事務事業に統合する事務事業</td> </tr> </tbody> </table>							区分	内容	継続	20年度も引き続き実施する事務事業	廃止	見直しにより19年度または20年度で廃止する事務事業	完了	18年度または19年度で完了する事務事業	統合	見直しにより20年度に他の事務事業に統合する事務事業																		
区分	内容																																			
継続	20年度も引き続き実施する事務事業																																			
廃止	見直しにより19年度または20年度で廃止する事務事業																																			
完了	18年度または19年度で完了する事務事業																																			
統合	見直しにより20年度に他の事務事業に統合する事務事業																																			
9		20年度の予算配分等に関する優先順位 事務事業評価情報や方向性判断などをもとに、20年度における各事務事業の予算配分等に関する優先順位付けを行っています。 なお、この項目は各事務事業の重要度に関する優先順位付けを行うものではありません。 また、20年度の予算配分等に影響しない事務事業（19年度までに廃止・完了・統合）については、優先順位付けは行わず、この欄は「－」と記載しています。																																		
10																																				